

第六十二回
帝國議會
貴族院

兌換銀行券條例中改正法律案特別委員會議事速記録第二號

昭和七年六月十三日(月曜日)午後一時三十七分開會

○委員長(伯爵林博太郎君) 是ヨリ兌換銀行券條例中改正法律案外三件ノ特別委員會ヲ開會イタシマス

○倉知鐵吉君 私ハ資本逃避防止法案ニ付キマシテ、二三御聽キシタイコトガアリマス、第一ハ日本ノ外貨證券デゴザイマス、日本ノ外貨證券ノ總額ガ約二十二億バカリト云フコトヲ申シマスガ、ソレニ相違アリマセヌデセウカ、又日本ノ外貨證券ノ中、日本人ノ所有ニ屬シテ居ルモノガ略、ドノ位デゴザイマセウカ、ソレカラ先ヅ伺ッテ置キタイト存ジマス

○政府委員(青木一男君) 我國ノ外債ノ總額ハ今年四月末ノ調べニ依リマシテ、國債ガ十四億七千二百萬圓、地方債ガ二億三千六百餘萬圓、社債ガ四億九千七百餘萬圓デアリマス、其外此内國債ノ流出高ガ若干アリマスカラ、總計ガ今仰セノ如ク二十二億圓餘リトナル計算デゴザイマス、他方本邦人ノ有スル外貨證券ノ現在高デアリマスガ、是ハ今度ノ法律ノヤウナモノガ出マスト云フト強制的ニ正確ナ統計ヲ徵スルコトガ出

來マスガ、只今ハサウ云フ報告ヲ徵スル權限ガゴザイマセヌノデ、唯理財局ニ於テ、主ナル銀行會社等ニ對シ任意ノ報告ヲ徵シテ居リマス、之ニ依ッテ大體ノ見當ヲ付ケテ居リマスガ、併シ今申上ゲル通り極ク僅カノ銀行會社ノ報告デアリマスカラ、漏レナシト云フ譯ニハ參リマセヌ、之ニ依リマスト云フト本年ノ三月末、本邦人ノ所有スル外貨證券總額ハ、七億九千三百餘萬圓デゴザイマス、其中本邦ノ外貨證券ニ屬スル分ガ五億九千三百餘萬圓、ソレカラ外貨證券ガ一億九千九百餘萬圓デアリマシテ、其中前者、即チ本邦ノ外貨證券、其中ニハ國債、地方債、社債ヲ含ンデ居リマスガ、其五億九千三百萬圓ト云フノガ先程申上ゲマシタ本邦外債二十二億圓ノ一部ニ該當スルノデゴザイマス

○倉知鐵吉君 能ク了解イタシマシタガ、外國證券ノコトハ暫ク別ニ致シマシテ、日本ノ外貨證券ノ日本人ノ手ニ所有ニ屬シテ居ルモノハ、只今御話デ五億何ガシデアリマスルガ、此五億何ガシト云フモノハソレヲ買ヒマシタ時ノ動機ガ弗買トカ、弗賣ニ關係アルカ知レマセヌガ、兎ニ角禁止サレ

ナイ時ニ買ッタノデアリマスカラ、是ハ正當ノ取引ニ依ッテ得タル證券ト言ッテ宜カラウト思ヒマス、今後はカラ以後ニ買フノハ此取締法ニ依ラナケレバナラヌデアリマス、若シ之ニ依ラナイデ手ニ入レタナラバ不法ノ「スマググル」ト云フコトニナラウト思ヒマス、ソコデ其正當ニ得タル證券ヲ、國內ニ於テ甲カラ乙ニ轉々スルコトハ是ハ自由ダラウト思ヒマス、自由デアリマスト其モノト「スマググル」シタカドウカ知ラヌガ、是マデ日本ニ於テ無クッテ、新規ニ來タモノト區別ヲドウ云フ風ニ付ケマスガ、或ハ報告ヲ徵スルト云フコトモ出來マセウガ、報告ヲ徵スレバ總額ハ分リマセウガ、番號マデ一々出サセルコトハ出來マスマイ、サウスレバ非常ナ煩雜ナコトニナリマスガ、其正當ニ得タル證券デ内國デ運轉スルモノト「スマググル」サレタ不正ノモノトノ取扱ヲドウ云フ風ニ爲サルカ、極ク大體デ宜シウゴザイマスガ御説明ヲ願ヒタイ

○政府委員(青木一男君) 其今ノ御質問ノ點ニ付キマシテハ、マダ大藏省議トシテ確定的ノモノハ出來テ居リマセヌカラ、確定案トシテ御答ヘ申上ゲル譯ニ行キマセヌ

ガ、大體私共ノ腹案ト致シマシテハ今仰セノ如ク本法施行前ニ既ニ内地ニ來テ居ル此外貨證券ニ付キマシテハ、取締上實際的ノ見地カラ見マシテ其取引ヲヤカマシクスルト云フコトハ、資本逃避防止ト云フ見地カラ見テサウ必要ガナイコト、考ヘテ居リマス、從テ此取引ニ對スル寛大ナル取扱ヲシタイト考ヘテ居リマス、而シテ今後ノ輸入ハ嚴重取締ル方針デアリマスガ、大體ニ於テ今迄日本ニ來テ居ルモノハ取引ノ目的物ニナルト云フコトニナラウカト考ヘテ居リマス、ソレニ致シマシテモ今御説ノ如ク「スマググル」等ノ問題ガ事實上起リ得ルノデアリマスガ、一般ト致シマシテハ、例ヘバ日本銀行ニ於テ一定ノ日附ノ「スタンプ」デモ捺シテ、現在入ッテ居ルモノト否トラ區別スルト云フコトモ一案カト考ヘテ居リマス、ガ確定案トシテ申上ゲル譯ニ行キマセヌガサウ云フ方法モアルト云フコトヲ申上ゲル譯デアリマス

○倉知鐵吉君 私モ他所デモヤッテ居ルコトデアリマスカラ、「スタンプ」ヲ捺サレルト云フコトガ一番簡便デ、サウシテ「スマググル」ヲ防グニモ有效デアリマスシ、一番

良イ方法デナйкаト思ヒマス、ソレデサウ云フ方法ヲ御採リニナルカドウカト云フコトヲ御聽キンタノデアリマスガ、サウ云フコトデアリマスレバ甚ダ結構デアリマス

○委員長(伯爵林博太郎君) 外ニ御質問ハアリマセヌカ

○子爵渡邊千冬君 チョット簡單ナ手續見タヤウナコトデアリマスガ御尋ラシタイト思ヒマス、此二條ニ報告ヲ徴シ検査ヲ行フコトヲ得ト云フコトガアリマスガ、外國ノ爲替ヲ買フ者ハ自發的ニ政府ニ報告ヲスルトカ、爲替銀行ハ自發的ニ報告ヲスルト云フ義務ハナイヤウニ思フノデスガ、爲替銀行ニ行テ爲替ヲ買フテシマッテ、サウシテ後カラサウ云フ巨額ノ爲替ヲ賣フテハイケナイト云フコトガアッタ場合ニハドウナリマスノデセウカ、ソコヲ一ツ……

○政府委員(青木一男君) 只今外國爲替ノ賣買ニ關スル例ヲ取テ御尋ネデゴザイマスガ、其爲替賣買ニ關スル限リニ於キマシテハ、條例ノ内容ト致シマシテハ此資本ヲ外國ニ移ス目的ヲ以テ爲替ヲ買フコトヲ一般ニ禁止スル積リデゴザイマス、從テ是ハ報告ト云フ問題デナクシテ、爲替ヲ買フコト自身ヲ禁止スル積リデアリマス、若シヤラウト云フコトニナレバ許可ヲ得ナケレバ

ナラヌト云フコトニシヤウト思ヒマス、其他ノ爲替銀行ガ例ヘバ外國ニ於ケル債務ノ履行トシテ爲替ヲ買ウト云フヤウナ場合ニハ、其禁止ニ入りマセヌカラ是ハ自由ニ爲シ得ルノデアリマシテ、是ハ又從テ報告ヲスル必要ガナイト云フコトニシタイト思ヒマス、爲替ニ關スル限リ報告ヲ徴スルノハ、爲替銀行ト爲替ヲ業トシテ扱フ者ニ對シ、「ドキュメント」ノ件ハナイ、「クリンビル」電信爲替等ニ對シマシテ、其業者カラ定期的ニ報告ヲ取リタイト思ッテ居リマス、ソレデ極クマア其義務ヲ負フ人ハ政府ニ於テ制限サレル筈デアリマシテ、一々國民ガ皆報告ノ義務ヲ負フト云フコトデナイヤウニ致シタイト考ヘテ居リマス

○子爵渡邊千冬君 御趣意ハサウガラウト存ジマスガ、例ヘバ外國ニ旅行スル者ハマア身分トカ財産上ノ狀態ニ依ッテ、人ニ依ッテ外國デ使フ金ガ違フノデハナイカ、旅行ニハ一萬圓位シカ使ハナイト假定サレルヤウナ人が三萬圓送金スルト言ッテ爲替ヲ買フ時ニ、銀行ハ資本逃避デアルカ、實際ソレダケノ金ガ要ルモノデアルカ、之ヲ判斷レダケノコトモアルノデヤナイカト思ヒマス、サウ云フ時ニ何カ政府デハ銀行ノ方ニ豫メ通牒デモアッテ、疑ハシイ時ニハ爲替ヲ

賣ル者ニ一々大藏省ニ報告シロトカ云フヤウナコトデモ何カナサルノデスカ、此位ノコトハマア餘程疑ハシイ場合ノ外ハ其處マデ干涉セズニ寛大ニ御取扱ニナルト云フコトニナルノデスカ、其邊ハドウ云フモノデセウカ

○政府委員(青木一男君) 今ノ御尋ノ點ニ付キマシテモ、是モ尙ホ考究中ノ問題デアリマスガ、私共ノ腹案ト致シマシテハ、サウ云フ場合ニ爲替銀行ニ對シマシテハ其資金ノ用途等ニ付テ區別シテ取扱ヲ斯ウシロ、アアシロト云フ義務ハ課サナイ積リデ居リマス、サウシテ唯事後ニ於テ其實、タ人或ハマア場合ニ依ッテハ、唯一應ノ目的トシテノ聽イタ内容、用途ノ内容等ヲ報告サセルト云フコトニ致シタイト思ヒマス、サウデナイト云フト、一々店先ヘ來タ場合ニ銀行ノ責任ニ於テ必要ナモノダケヲ賣ラセルト云フコトニスルト、是ハ非常ナムヅカシイ問題デアリマシテ、實際ニ適シナイヤウニ考ヘテ居リマス、從テサウ云フ場合ニ實際一萬圓シカ使ハナイノニ、三萬圓要ルト云フコトデ資本ヲ持出シタト致シマスレバ、ソレハ其人ノ責任ニ於テ違反行爲ヲシタト云フコトニナルノデアリマシテ、偶、爲替銀行ノ事後ノ報告ト云フモノガ、サウ云

フコトノ摘發ノマア端緒ヲ提供スルコトニナルノデアリマス

○委員長(伯爵林博太郎君) 他ニ御質問ゴザイマスカ……御質問ゴザイマセヌケレバ是ヨリ討論ニ入りマス、若シモ討論デモ大抵盡キテ居ルト云フコトデゴザイマスレバ、此際懇談會ヲ開キタイト思ヒマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵林博太郎君) 御異議ガゴザイマセヌケレバ速記ヲ暫ク止メマシテ、懇談會ニ移リマス

〔速記中止〕

○委員長(伯爵林博太郎君) 速記ヲ始メテ……休憩イタシマス

午後二時八分休憩

午後二時三十分開會

○委員長(伯爵林博太郎君) ソレデハ開會ヲ致シマス、便宜上兌換銀行券條例中改正法律案外三件ヲ一括シテ問題ニ供シマス、別ニ御議論ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵林博太郎君) 全部御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(伯爵林博太郎君) 御異議ナイモノト認メマス

○石塚英藏君 此四ツノ法案ニ付キマシテ

ハ、滿場御異議ガナイト云フコトニ可決ニ
ナル譯デアリマスルガ、此第一ノ兌換銀行
券條例中改正法律案ニ付テ一ツノ希望決議
ト云フモノヲ附ケタイト云フ考デアリマ
ス、其文章ハ

政府ハ本法ノ運用ニ付克ク産業振興上必
要ナル金融ノ疏通ヲ圖ルト共ニ投機思惑
ヲ抑制スルコトニ違算ナキヲ望ム

ト斯様ナ希望決議ヲ致シタイト思フノデア

リマス、極ク其大要ノ理由ヲ申述べマスレ
バ、本案ハ極メテ重大ナ案デアリマシテ、

殊ニ一億二千万圓ト云フ所ノ制限ヲ、十億

ニマデ之ヲ急激ニ増スト云フヤウナ所ノ案

デゴザイマスシ、其運用ノコトニ付テハ細

心ノ注意ヲ要スルモノデアルト思ヒマスル

カラ、政府ハ能ク運用ニ付テ十分ノ注意ヲ

拂ハレルヤウニ、斯様ナ附帶決議ヲ致シタ

イト云フ考デアリマス、ソレデ元來此本法

改正ノ主要ノ目的ハ産業振興ノ資金ヲ融通

スルト云フ所ニアルノデアリマスルカラ、

其處ニ要點ヲ置イテ、何處迄モ産業振興ノ

爲ニ此金ヲ使フノデアル、或ハ思惑デア

トカ、投機デアルトカ、其他目的以外ノコ

トニ使フコトハ嚴ニ戒シメナケレバナラヌ

ト云フ、斯様ナ意味ヲ盛ツタモノデアリマ

ス、簡單デアリマスガ是ダケ申述べテ置キ
マス

○委員長(伯爵林博太郎君) 是ニハ御異議
アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(伯爵林博太郎君) 御異議ナイト

認メマス、就キマシテハ尙ホ念ノ爲ニ申上

ゲテ置キマスガ、懇談中其他ニ於キマシテ

御意見ヲ受ケタ譯デアリマスカラ、委員長

ト致シマシテハ御異議ガゴザイマセヌケレ

バ、更ニ全體ノ案ニ付キマシテ、且又只

今ノ希望ノ決議ニモ關聯シテ、二項ヲ加ヘ

テ置キタイト思フノデアリマス、即チ限外

發行ヲ三分ニスルト云フ時ニハ、兎角三分

ニ止メ易イ憂ヒガアル、從テ是ハ利益アリ

ト認メタ時ニ於テ限外發行ハ往々出セルノ

デ、盆節季ノ如キ場合ニ最モ其急ヲ感ズル

ノデアリマスガ、サウ云フ場合以外ニハ限

外發行ヲ利用スル虞ナキヤウニ思フノデ

アリマスカラ、サウ云フ點ヲ注意シテ貰ヒ

タイト云フ御議論ガ出マシタノデ、尙ホ今

ヤ國難多事ノ秋デアリ殊ニ思想艱難ト共ニ

經濟問題ニ付キマシテモ國難ガ到來シテ居

ルコトニ付テハ、我々ハ注意ヲシナケレバ

ナラナイ、今回農民救済ナドノ已ムヲ得ナ

イ時代デアリマスルガ、今後此儘ニシテ置

ケバ、動モスレバ國民ノ自發的努力ヲ鈍カ

ラシメル虞ガアツテ、且ツ同時ニ徒ニ依頼心

ヲ民間ニ増長スルヤウナコトガアツテハ國

家ノ爲ニ相濟マナイ次第第ト思ヒマス、今後

是等ノ弊害ノ生ゼザルヤウニ此問題ハ本案

トハ間接デアリマスケレドモ、能ク注意

スルヤウニシタイモノデアルト云フ御議論

モ出タト云フコトヲ加ヘタイト思フノデア

リマスルガ、如何デゴザイマスカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(伯爵林博太郎君) 御異議ゴザイ

マセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○片岡直溫君 極メテ必要ト思ヒマス

○委員長(伯爵林博太郎君) 別ニ御異議ゴ

ザイマセヌケレバ本案ハ全部附帶決議ヲ附

ケマシテ可決ニ相成リマシタ次第デアリマ

ス、是ニテ兌換銀行券條例中改正法律案外

三件トモ可決ニ相成リマシタ、是ニテ散會

ヲ致シマス

午後二時四十一分散會

出席者左ノ如シ

委員長 伯爵林 博太郎君

副委員長 石塚 英藏君

委員 伯爵山縣 有道君

侯爵松平 康昌君

子爵渡邊 千冬君

子爵八條 隆正君

子爵舟橋 清賢君

男爵郷 誠之助君

男爵矢吹 省三君

片岡 直溫君

倉知 鐵吉君

西野 元君

馬場 鏌一君

澤山精八郎君

下出 民義君

三木與吉郎君

岩田 三史君

男爵四條 隆英君

政府委員

大藏省銀行局長 大久保偵次君

大藏書記官 青木 一男君

昭和七年六月十三日印刷

昭和七年六月十四日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局